

深社協だより

各種事業の開催状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、深浦町内においても、営業の休止や、事業の休止が続いてきました。深浦町社会福祉協議会においても、町内全域で実施している生きがい活動支援事業は3月から活動を休止し、電話での体調確認等を行なってきた。どの対応を行なってきました。

幸い深浦町では感染者が発生しなかったこと、国の緊急事態宣言が解除されたことに合わせ、町関係機関と協議してきましたが、ようやく一部事業が再開の運びとなりました。

まずは6月1日から順次事業を再開していきますので、日程等をご確認の上ご参加ください。

生きがい活動支援事業

6月1日（月）から再開することになりました。

再開にあたっては、地域包括支援センターの協力のもと、感染症予防に細心の注意を払いながら、再開することとなります。参加者におかれましては、次のことを守り、参加されますようお願いいたします。

■お願い■

- ① 会場に来る前に体温測定し、発熱または風邪症状がある場合はご遠慮ください。
- ② 県をまたぐ移動がある場合、（能代市までは可）また、家族で県外から帰省した方がいる場合もご遠慮ください。ある場合は2週間程度様子を見ること。
- ③ マスクをつけること
- ④ 手洗い、アルコール消毒の徹底
- ⑤ 参加者同士の距離の確保

認知症カフェ運営事業

ゆとりカフェ

6月30日（火）から再開します。マスク着用でお越しくください。

時間…13時～15時
会場…「ゆとり」食堂
料金…無料



令和2年度上半期の開催日

- 令和2年6月30日(火)
- 令和2年7月28日(火)
- 令和2年8月25日(火)
- 令和2年9月29日(火)

※場合により中止の場合もあります。

脳の健康教室

6月からの開催を予定しておりましたが、学習療法センターの担当者が、出席できない状況で、学習方法を検討中です。開

始までもうしばらくお待ちください。



一人暮らし高齢者の集い いきいき交流会

年2回実施しているいきいき交流会ですが、7月実施予定の第1回目は中止としました。今年度は秋の開催の1回の予定になります。毎回楽しみに参加していただいていた方については申し訳ありません。

その他の事業等

社会福祉協議会主催のその他の事業や会議についても、感染予防を対策しながら順次開催していくこととなります。

休止の検討

いずれの事業も、青森県五所川原保健所管内及び秋田県能代市保健所管内で感染症が発生した場合は、再休止を検討します。

くらしにあんしんを！

『日常生活自立支援事業』のご紹介

これまで、つがる市社会福祉協議会が広域で実施してきた「日常生活自立支援事業」ですが、4月から青森県社会福祉協議会からの委託により深浦町社会福祉協議会で事業を行なうこととなりましたので、お知らせします。

事業の詳しい内容等については、深浦町社会福祉協議会までお問い合わせください。

●日常生活自立支援事業とは？

日常生活自立支援事業では、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをしています。

●どういう人がつかえるの？

以下の条件のどちらか当てはまる方です。

- ①判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）
- ②本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

●どんなことをしてくれるの？

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常的金銭管理サービス
- ③書類等預かりサービス

●お金はかかるの？

相談、支援計画は無料です。契約後、実際にサービスを利用する際に下記の料金がかかります。

- ①福祉サービスの利用援助や必要な日常的金銭管理サービスに伴う利用料
1回（概ね一時間程度） 1,500円

●その他

利用者の判断能力の程度により、日常生活自立支援事業で対応できない場合もあります。その際は成年後見制度の活用も視野に入れ相談を受け付けます。



問合せ先：深浦町社会福祉協議会

☎74-3111

深浦町社会福祉協議会 会費納入のお願い

深浦町社会福祉協議会は、「支え合い、共に築く健康福祉のまち ふかうら」を目指し、地域福祉活動を推進しています。

今後、ますます複雑、多様化する福祉の需要に対応していくためには、既存の法律等では行き届かないきめ細やかな活動が必要とされますが、その実践のためには町民の皆さまにご負担いただく会費が最も重要な財源になります。

年会費は一世帯800円で、各地区の分会長、分会委員の方々がお願いに伺いますので、本会における福祉活動推進の主旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、町内の企業の方々をお願いしております賛助会費、町内の社会福祉法人等をお願いしております特別会費につきましても、協力依頼をする予定ですので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大予防等による経済活動の自粛が行われている中、誠に恐縮に存じますが、ご協力をお願いします。

会員の種類と金額

- 普通会员
一世帯 (年額) 800円
- 特別会員
(各種団体)
. (年額) 3,000円
- 賛助会員
(企業や事業所等)
. (一口) 3,000円



会費等についてのお問い合わせは、深浦町社会福祉協議会まで ☎74-3111

緊急小口資金のご紹介

● 貸付対象

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- 貸付上限額 20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 返済期間 2年以内 (24回以内)
- 連帯保証人 不要
- 利子 無利子



